

氏名	もろ 諸	とみ 富	とおる 徹
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)		
学位記番号	経 博 第 58 号		
学位授与の日付	平 成 10 年 3 月 23 日		
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当		
研究科・専攻	経 済 学 研 究 科 経 済 政 策 学 専 攻		
学位論文題目	環 境 税 の 理 論 と 実 際		

論文調査委員 (主査) 教授 植田和弘 教授 吉田和男 教授 塚谷恒雄

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、ドイツ、デンマーク、日本における環境税の導入事例についての詳細な実態調査に基づいて、環境税の機能と税体系上の位置づけに関して理論的・実証的研究を行った意欲的な労作であり、つぎの各章から構成されている。

まず序章においては、環境税に関する理論的枠組みを検討し、環境税を環境政策上の政策手段としてのみならず、社会的共通資本としての環境を維持管理するための財源調達手段としても位置づける。さらに、環境破壊が大規模化・普遍化していくにつれて、環境制御を税体系の中に組み込む必要が出てくることを踏まえ、税制の歴史的变化を概観しつつ、環境税が税制の不可欠な構成部分として位置づけうる普遍性やそのための客観的条件が考察される。

第1章では、環境目標を最小費用で達成するための政策手段つまりボーモル＝オーツ税として、経済理論に基づいて制度が構想されたドイツ排水課徴金制度の経済分析を行い、環境税の理論と実際の乖離が指摘されるとともに、その原因が考察される。環境税は直接規制に比べて相対的に大きな負担を排出者に課すため、これを回避しようとするところからドイツ排水課徴金独特の制度形成が説明される。その場合にドイツ排水課徴金の機能は、費用効率的な汚染削減ではなく、むしろ基準値を守らせるための直接規制の補完機能にあることが明らかにされる。

第2章では、自治体料金のエコロジー化と呼ばれ、ドイツの地方自治体において試みられている料金に政策手段の環境税としての役割を持たせる環境制御政策が分析される。一連の料金改革は、自治体が料金を用いて費用の発生を抑制するとともに、料金設定に汚染者負担原則を持ち込む試みとして評価される。同時に、事業コストを増大させている根本原因を解決しなければ、費用の増大を料金に転嫁するだけになることが指摘される。さらに、ドイツのカッセル市における包装税を分析し、環境政策上も、税収上も大きな効果は認められず、1種の象徴的な政策だと評価されるが、法定外普通税を（今後は法定外目的税をも）活用する途の開かれている日本の自治体にとっては、課税自主権の行使による環境税の実施という示唆を受け取ることができる」と指摘される。

第3章では、日本の下水道使用料を素材に、自治体による環境制御の理論と実際が検討される。東京都、横浜市、京都市、大阪市のヒアリング調査によれば、事業費用の相当部分が租税によって賄われており、租税と料金の比率は各都市によって大きく相違しているが、その料金部分の設定に関しては、財源調達、所得分配、環境制御といった異なる政策目標を満たすための工夫が行われていることが明らかにされる。累進制料金体系によって所得分配問題に対応するとともに、大口需要者には水資源消費の節約を促し、また、水質使用料の設定によって、悪質排水の排出者にはその抑制を促しており、自治体は料金を政策手段として有効に活用してきたとの評価がなされている。同時に、最近では料金の政策効果もあって、大口需要者の排出が抑えられ、累進制料金を緩和せざるを得なくなり、料金政策の新しいあり方を模索することが必要であることも示唆される。

第4章では、ドイツ排水課徴金と、ドイツの水管理組合の分担金制度を比較分析することを通じて、環境税が租税論の立場から考察される。環境税には外部不経済を内部化するための政策手段と、環境保全費用の財源調達手段という2つの理念

型があり、両者の性格を同時に兼ね備えている点に環境税の本質があるとし、前者の典型がドイツ排水課徴金、後者の典型が水管理組合における分担金制度であることが明らかにされる。従来環境税導入の根拠がもっぱら効率性の観点から論じられてきたのに対し、上記2実例の比較検討を通じて、公正な費用負担の1形態として環境税の存在意義を位置づけ直している。

第5章では、受益者負担原則を根拠にした環境費用の負担システムであるドイツの水料金制度が分析される。この制度は、原因者が支払うのではなく、反対に原因者に補償を行うことによって環境政策を進めようとした点で、汚染者負担原則とは全く対照的な費用負担原理に基づいていた。ドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州では農家が使用する肥料に含まれた硝酸塩による水質汚染が発生していたが、それに対して、農家に対する肥料の利用規制を行う代わりに、それによって水質改善の便益を受ける水の利用者が水料金という形で州政府に対して費用負担を行い、州政府は肥料の利用規制によって生ずる農家の所得低下を、水料金収入によって補償している。従来の費用負担原理からみれば特異にみえるドイツの水料金制度が成立した経緯とその成立根拠が明らかにされる。さらに、水料金がエコロジープログラムの財源の一部となっていることを明らかにし、いわゆる特別課徴金から環境税制改革へ至る道筋の過渡期にある財政システムであることが解明される。

第6章では、ドイツにおける環境税制改革論争を集約し、それが直接規制批判として出発したが、同時にドイツ経済が抱える高い失業率を解決しつつ環境保全を行っていくための総合的な公共政策でもあることが明らかにされる。そして、環境税制改革とは、環境税導入と引換えに既存税を引き下げる税収中立的な税制改革であり、包括的な環境・エネルギー課税、税率の長期にわたる継続的な引き上げによる技術革新の促進、を志向する政策だとの性格付けが与えられる。

第7章では、デンマークで1990年代初頭に実行に移された環境税制改革の意義と問題点が解明される。デンマークでは炭素税が導入されると同時に所得税改革が行われたが、著者によれば、この改革に特徴的なのは、エネルギー集約的な産業の国際競争力が弱められることの無いよう税の減免措置が講じられていることであり、環境政策上の効果は、政府と産業の協定の締結によって担保されており、協定が守られなければ税率が元に戻るため、協定遵守へのインセンティブが存在するとされる。そのためデンマークの環境税制改革は、国際競争力を弱めることなく、炭素排出削減目標を達成しようとする、きわめて精巧な制度設計の試みだと評価されているが、同時に環境・エネルギー税の負担が圧倒的に家計部門にかかるため、税制の公平性という観点からみて、問題を孕んでいることが明らかにされる。

終章では、ドイツやデンマークにおける環境税制改革が、産業に対する税負担の軽減と引換えにその実行可能性を高めようとしている点が指摘され、経済のグローバル化に伴う世界的な税制改革の潮流の中に位置づけられる。そこでは、個々の国が1国単位で問題を解決することには限界があり、環境政策や租税政策を各国間で協調して行う必要性が増大し、将来は、租税政策や環境政策の収斂・統合が進行するとし、またそうなることが、グローバル経済時代に公正な税体系を構築する前提条件となるとの展望を述べて、結論としている。

## 論文審査の結果の要旨

従来の環境税研究は、ピグーが、後にピグー税と呼ばれる政策手段としての税、すなわち、ある財・サービスの生産や消費の最適水準における私的限界費用と社会的限界費用の差、つまり限界外部費用に相当する税額を、単位当たりの生産・消費に課す税を提唱して以来、環境政策を効率的に実施するための政策手段の選択問題において重要な位置を占めてきた。直接規制、補助金、排出権取引制度等他の政策手段との間で、インセンティブ効果や最適制御のための必要情報量を基準にした制度の長所・短所に関する比較分析が行われてきたが、実証例が乏しく、かつ規範理論の枠内で論じられてきたため、実際の環境政策手段の選択や制度設計に具体的に寄与しうる知見や情報は十分には得られていない。

これに対して著者は、ドイツ排水課徴金制度、ドイツ水料金制度、デンマーク環境税制改革、日本の水質使用料制度など現実に導入されている環境税を素材に、徹底した実態調査と理論モデルによる分析、詳細かつ、一次資料を駆使した総合的研究を行い、環境税の本質と類型、機能、税体系上の位置づけを解明し、今後の環境税研究の共通の基礎となるべき研究成果をあげた。この点は本論文の基本的な特徴であり、貢献である。

研究の成果として評価しうる諸点を示せば、次のようになる。

第1に、環境税の発達史を遡り、初期の環境税の役割は、政策課税としての経済効率性を高めることにあるのではなく、

むしろ社会的共通資本としての環境の維持管理を目的とする環境保全費用の公正な配分原理にあったことを明らかにし、環境税の二類型あるいは二重性を抽出したことである。従来の環境税研究がとすれば、ピグー税を規範とし、環境政策における経済的手段の一つとしてのみ論じられてきた一面性を克服するとともに、多様な形態で存在する環境税を分析するための共通の理論的基礎を確立したことは貴重な貢献として評価しうる。

第2に、現実の制度分析をふまえて理論化を図るという方法を採用し、ドイツ排水課徴金制度の構想と策定過程およびその変遷を丹念に跡づけ、環境経済理論の立場からの構想から現実の制度が乖離する原因について、ハンスマイヤー、ガーヴェル、エヴリングマンらの議論を批判的に摂取しつつ考察し、現実の環境政策において経済的手段が機能する可能性は限られており、経済的手段はポリシーミックスとして採用されざるを得ないという事実を抽出したこと、そして、費用効率性・分配問題と制度設計の関係の視点から理論の再構成を図ったことは著者の独自の貢献であり、高く評価しうる。

第3に、ごみ料金や下水道料金を言わば潜在的環境税とみなし、ドイツと日本の実例を比較分析し、これらの公共サービスの費用調達方式の違いが導入状況の違いを生み出していることを明らかにするとともに、公共サービスのためのインフラストラクチャーの整備と維持管理費用の調達における租税と料金の分担関係に着目して、料金政策による環境制御の意義と限界をあらためて解明した。この点も、貴重な貢献であり、高く評価できよう。

第4に、環境政策の実行上、特定の経済主体に「特別の犠牲」が生じる場合の費用負担原理について、汚染者負担の原則とは異なる受益者負担に基づく費用負担が正当化される場合があることを、ドイツ水料金制度の分析結果によって例証するとともに、環境・資源課税は最初は目的税として導入されたとしても収入の増大に伴って一般財源化する傾向にあることを示唆し、同制度をその過渡期の姿と位置づけたことである。この分析は、環境・資源課税の導入が環境税制改革に移行していく傾向の普遍性を示していて興味深く、本論文の独自の貢献として評価しうる。

第5に、環境税制改革において国際競争力への配慮から環境税負担の軽減措置が講じられていく傾向を詳細な実態分析に基づいて論証し、経済のグローバル化・EU統合の流れの中で環境税制改革の意義を位置づけ直すとともに、租税構造の変化過程を経済構造の変化と環境問題の国際化がもたらす要因と租税政策・環境政策の国際的な統合・収斂という二つの要因の相剋過程として把握する視点を提起したことは、国際共通環境税の条件と移行過程の理論化を図る手がかりを確立したものであり、高く評価することができよう。

同時に、本論文は優れて現代的でかつ、未開拓な分野の先駆的な研究であるだけに、研究全体の進展にも待つべき、幾つかの論点が残されている。まず、挙げられるのが、国税と地方税、応能原則と応益原則といった課税原則と環境税との関連である。各国の租税制度と税体系の違いをふまえて環境税の特徴と性格を解明するならば、一層の深い理解が得られると考えられる。また、環境資源が多機能性を持ち多くの主体によって利用される場合の環境資源利用権の設定と再調整の仕組み、管理組織との関係にさらに立ち入って考察し、環境税の導入と変化を促すメカニズムについてもより深い実証研究を行うことが求められるだろう。

しかしながら、これらの課題は、著者が提起し、理論的・実証的に解明した環境税研究の先駆性と実態調査の諸結果、それによってもたらされた貴重な貢献を何ら損なうものではない。

よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成10年2月19日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。